

健康保険 被扶養者住所変更届

< 被扶養者分の届出 >

年 月 日提出

常務理事	事務長	部長	副部長・次長	担当者

提出者記入欄(※)	事業所記号	
	事業所所在地	〒 _____
	事業所名称	
	事業主氏名	
	電話番号	(_____)

受付印

※任意継続被保険者は、別様式「健康保険 任意継続被保険者 連絡先・住所変更届」をご記入の上、労金健保へ直接郵送してください。
 ※被保険者の方が住所変更された場合は、当届書は使用せず、事業主へ連絡してください。

◎以下、被保険者が記入して、事業所担当者へ提出してください。

被保険者欄	証番号		氏名		生年月日	5. 昭和					
	備考										

被扶養者 1	被保険者からみた続柄		氏名		生年月日	5. 昭和					
	変更後の住民票住所	〒 _____									
	変更年月日	9. 令和					備考				

被扶養者 2	被保険者からみた続柄		氏名		生年月日	5. 昭和					
	変更後の住民票住所	〒 _____ <input type="checkbox"/> 同上									
	変更年月日	9. 令和					備考				

被扶養者 3	被保険者からみた続柄		氏名		生年月日	5. 昭和					
	変更後の住民票住所	〒 _____ <input type="checkbox"/> 同上									
	変更年月日	9. 令和					備考				

<< 注意事項 >>

- この届書は、被扶養者が「住民票住所」を変更した時に、被保険者が記入し、事業主を経由して当健康保険組合へ提出するものです。
- 「変更年月日」は、住所を変更した年月日を記入してください。
- 被保険者証やその他の添付書類は不要です。被保険者証裏面の住所欄は、ご自身で記入(訂正)してください。
- 海外居住等で、国内に住民票住所を有しなくなる場合は、裏面「被扶養者の国内居住要件について」をご覧ください、住所欄へ該当番号を記入のうえ、必要となる書類を添付してください。

[被扶養者の国内居住要件について]

- ・被扶養者の認定要件の一つに「国内に居住していること」が原則(一定の例外有)となります。
- ・以下のいずれかの要件(例外)に該当するときは、該当する書類を添付していただいた上で認定審査を行います。

番号	要件	必要となる書類
①	外国において留学をする学生	査証、学生証、在学証明書等の写し
②	外国へ赴任する被保険者に同行する方 [具体例] ・家族帯同ビザが発行される方	査証、海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書等の写し
③	観光、保養又はボランティア活動、その他就労以外の目的で一時的に海外へ渡航する方 [具体例] ・ワーキングホリデー制度を利用して渡航する方、外国において留学する学生に同行する家族等、原則としてビザに有効期限がある方	査証、ボランティア派遣機関等の証明、ボランティアの参加同意書等の写し
④	被保険者が外国に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じた者であつて、②と同等と認められる方 [具体例] ・海外赴任中に生まれた被保険者の子供 ・海外赴任中に現地で結婚した配偶者 ・海外赴任中に縁組を結んだ特別養子	出生や婚姻等を証明する書類等の写し
⑤	①から④までに掲げる者のほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる方 [具体例] ・留学等の理由で渡航する被扶養者の海外赴任中に生まれた子供等	※個別に判断